

令和 4 年度第 20 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 5 年 1 月 24 日

担当部・課：産業部産業推進課〔内線 3546〕

① 件 名
石巻市創業支援補助金の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画が国の認定を受けたことに伴い、平成 26 年度に石巻市創業支援補助金を創設し、東日本大震災により大幅に減少した市内中小企業者の新規創業を促進する目的から、補助率を 4 分の 3 以内としていた。</p> <p>【目的】 震災復興期間の終了と過去の補助金執行状況を踏まえ、段階的に交付限度額や交付対象者の見直しを行ってきたところであるが、今般、本市の「補助金の見直し指針（平成 20 年 5 月）」で示されている適正規模の補助率とするため、補助率の引き下げを行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 石巻市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年規則第 47 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 4 章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち 第 5 節 企業誘致の推進と新たな産業の創出 2 新規創業や第二創業を促進する 石巻市産業振興計画 施策 5 企業誘致の推進と新たな産業の創出 (2) 新規創業や第二創業を促進する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 26 年 10 月 石巻市創業支援補助金交付要綱施行（補助率 3 / 4、上限 200 万円） 平成 27 年 4 月 ～平成 28 年 3 月 地方活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）による 特例期間（補助率 10 / 10、上限 300 万円） 令和 3 年 4 月 石巻市創業支援補助金交付要綱改正（補助率 3 / 4、上限 100 万円など）</p>
⑤ 主な内容
<p>補助率を 4 分の 3 以内から 2 分の 1 以内へ引き下げる。ただし、今年度交付決定を受けた者が、引き続き次年度も交付申請する場合は、なお従前の例による。 交付対象者及び交付限度額（上限 100 万円）は変更しない。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 本市の「補助金の見直し指針（平成 20 年 5 月）」で示されている適正規模の補助率となることに加え、同様の補助制度を運用している他自治体と比較しても同水準の補助率となる。 なお、改正前より補助率は低くなるものの、交付限度額が同額であることから交付対象者への影響は少ないと考えられる。</p> <p>【市財政への負担】（令和 5 年度当初予算） 10,000 千円（一般財源 ※がんばる石巻応援基金、企業版ふるさと納税を充当）</p>

⑦ 他の自治体の政策との比較検討			
自治体名	交付対象者の主な要件	補助率（一般型）	交付限度額
宮城県	・ 6 か月以内に創業する者 ・ 創業後 1 年以内の者	1 / 2 以内	1 0 0 万円
仙台市	制度なし		
多賀城市	・ 当該年度に新たに創業する者（3 年以上継続の見込みがある者）	1 / 2 以内	1 0 0 万円
大崎市	・ 前年度の 4 月 1 日以降補助事業期間完了日（翌年の 1 月末）までに創業した者	1 / 2 以内	1 0 0 万円
東松島市	・ 6 か月以内に創業する者 ・ 創業後 1 年以内の者	創 業： 2 / 3 以内 第二創業： 1 / 3 以内	2 5 0 万円
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日			
令和 5 年 2 月 市議会第 1 回定例会において関係予算案について提案 3 月 石巻市創業支援補助金交付要綱の一部改正（施行予定年月日：令和 5 年 4 月 1 日）			
⑨ その他			